

〈修学上の配慮提供に関する流れ〉

1. 配慮を希望する学生からの申し出

学生本人が「合理的配慮申請書」を湘南藤沢事務室学事担当（以下、学事担当）へ提出してください。提出後、内容を確認し、面談日程の調整を行います。

* 新入生の場合は、入学手続き後早めにご連絡ください。在学生の場合は、春学期科目については3月上旬、秋学期科目については8月下旬を目安にご連絡いただくと、学期初旬からの配慮提供に向けて調整が行いやすくなります。なお、いずれの時期の申し出も可能ですが、配慮内容の協議・決定までの準備に1ヶ月程度かかるため、直前の申し出は対応できない場合がありますので、ご承知おきください。

2. 面談／学習指導担当教員・学事担当

「合理的配慮申請書」や提出資料（診断書等）に基づき、面談で学生本人から修学上の困難や配慮提供のニーズについて、お伺いします。

* 必要に応じて、学生本人以外の面談同席も可能ですので、事前にご相談ください。

3. 配慮内容の協議・決定／学習指導会議

希望する配慮内容について、協議前に学生本人と確認（合意形成）を行い、学習指導会議にて最終的な配慮内容の協議・決定を行います。

4. 配慮提供依頼／学習指導主任→科目担当者

「修学上の配慮提供について（お知らせとお願い）」（学習指導主任発信）を学事担当から科目担当者へ送付します。

* 学生本人からも科目担当者に状況の詳細や具体的な配慮内容・支援機器の利用方法について相談をする。

5. 配慮提供（授業・試験等）／科目担当者→配慮が必要な学生

6. 配慮内容の振り返り／配慮が必要な学生・科目担当者→学事担当

7. 配慮内容の定期的な見直し／学習指導会議

* 必要に応じて、学内関係部署
（心身ウェルネスセンター・
協生環境推進室・障害学生支援室等）と
連携をして対応します。

障害学生支援室@ease プロジェクト

<https://www.diversity.keio.ac.jp/bf/index.html>

〈問い合わせ〉

慶應義塾大学

湘南藤沢事務室 学事担当

〒252-0882 神奈川県藤沢市遠藤 5322

466-49-3406

sfc-kyomu@sfc.keio.ac.jp

〈個人情報の取り扱い〉

情報管理については、慶應義塾個人情報保護基本方針・関係規程、慶應義塾医療個人情報保護基本方針・関係規程に則り、適正に管理を行います。詳しくは、慶應義塾の個人情報保護のページをご覧ください。

<https://www.keio.ac.jp/ja/privacy-policy/>

〈図：修学上の配慮提供に関する流れ〉

